

まきえ釣り漁業の許可について

令和3年3月2日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第4条第1項第18号に掲げるまきえ釣り漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まきえ釣り漁業	庵治町地先海面	6月1日から 12月31日まで	1	庵治に漁業の 根拠地を有する者

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月2日～同年3月7日

（3）備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和4年12月31日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - （ア）漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
 - （イ）前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
 - （ウ）漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

まきえ釣り漁業の許可について

令和3年3月2日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第4条第1項第18号に掲げるまきえ釣り漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
いかなごまきえ釣り漁業	高松市庵治町地先海面、ああら島周辺、みどり丸沈没付近海面	4月1日から 12月31日まで	1	庵治に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月2日～同年3月7日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年12月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

(イ) 操業に際しては、地元漁業者と協調のうえ操業しなければならない。

(ウ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

(エ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。